

令和 5 年 6 月 19 日現在

機関番号：22301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2022

課題番号：16K21423

研究課題名（和文）建築・都市景観と知的財産法制度に関する研究

研究課題名（英文）Japanese Intellectual Property System on Architecture and Urban Landscape

研究代表者

澤田 悠紀 (Sawada, Yuki)

高崎経済大学・経済学部・准教授

研究者番号：10773236

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,000,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、2020年の東京オリンピック開催に向けて特に活発となりつつあった建築や街並に関する議論を知的財産法の観点から体系的に整理したうえで、（A）創作物としての知的財産法的価値（B）不動産としての財産的価値（C）表現としての憲法的価値（D）文化的所産としての文化財保護法的価値につき、これらを調整する原理を歴史的な観点から明らかにし、また、これら諸価値の決定主体および手続のあり方を比較法的に検討することを通じて、建築・都市景観に作用する知的財産法制度のあり方を構想し提言したものである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、建築・都市景観をめぐる法的議論について、知的財産法分野における従来の議論を整理し分析したうえで、知的財産法・所有権法・憲法・文化財保護法など複数の法分野の観点から分野横断的な分析につなげる点において、学術的意義がある。また、この研究により得られる建築・都市景観をめぐる知的財産法制度のあり方についての構想および提言は、市民に受容される環境のあり方に新たな視座を提示する点において、社会的意義がある。

研究成果の概要（英文）：This study examines the relationship between architecture / urban landscape and intellectual property law, a discussion that has become particularly active since the run-up to the 2020 Tokyo Olympics. Through legal analysis of architecture as (A) creative work (B) real estate (C) form of expression (D) cultural heritage, this research envisions and proposes a new intellectual property law system suitable for our built environment.

研究分野：知的財産法

キーワード：建築 都市景観 知的財産法 著作権法 文化財保護法

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

東京・大阪をはじめとするわが国の都市景観は、例えばパリやロンドンのそれと比べて、著しく統一性を欠く。その美感の是非は別として、統一性を欠くわが国の都市景観と、統一のとれた西欧の都市景観と、その背後にある法制度はどのように異なるのであろうか。本研究は、この疑問を出発点とするものである。

西欧においては、都市の景観は建築物の外観や庭園・記念碑等により規定されることが古くから意識され、特に建築物の外観の意匠は強い公法的規制に服すべきことが市民に広く受容されてきた。わが国においても、古くは、京都の街並を見れば明らかであるように、複合的な文化的規律により建築物の外観は統一され、結果的に、整然とした街並が形成されていた。しかしながら、明治維新・高度成長期・バブル経済期等を節目として、古くからの街並は様々な要因により破壊され、新しい建築物群に替えられることになる。明治期以降、西欧からの法の継受と建築・都市景観の変化との間に、いかなる関係性が見られたであろうか。

2020年の東京オリンピック開催を契機とした都心部の大幅な更新に賛否の声があがる中、従来の議論を体系的に整理したうえで学問的に精緻化することが必要であると考えられた。

### 2. 研究の目的

本研究の目的は、現在我が国における知的財産法制度が、建築・都市景観のあり方と如何なる関わりをもつかを明らかにし、これを歴史的・比較法的観点から分析することにより、今後の望ましい法制度のあり方を構想し提言することにある。具体的には、近年わが国において特に活発となっている建築・都市景観に関する議論を、著作権法の観点から体系的に整理し、建築・庭園・記念碑的作品等の(A)創作物としての知的財産法的価値(B)不動産としての財産的価値(C)表現としての憲法的価値(D)文化的所産としての文化財保護法的価値についてこれらの価値を調整する諸原理を明らかにし、これら諸要素を決定する主体および手続のあり方を比較法的に検討することにより、建築・都市景観に作用する知的財産法制度のあり方を構想し提言することを研究の目的とするものである。

### 3. 研究の方法

国外における先行研究としては、国際著作権条約の始祖とされるヴィクトル・ユーゴーが「一つの建物には二つの要素がある。建物の効用と、建物の美である。建物の効用はその所有者に帰属するが、建物の美はすべての人に帰属する。したがって、建物の破壊は、所有権の限度を超えるものなのである」(1825年)との有名な一節を残した Victor Hugo, *Sur la destruction des monuments en France*, 2 Œuvres complètes (J. Massin ed. 1967)の始まり、特にフランス著作権法を中心とする西欧諸国の著作権法研究に、多くの蓄積がある。「建築の外観は誰のものか」についての哲学的基礎を前提とし、財産権(propriété)と知的財産権(propriété intellectuelle)につき公有(domaine public)概念を視野に入れた調整を図る視座は、国内においては山本桂一「フランス各種法領域における所有権とくに無体所有権の観念について(一)」法学協会雑誌 87 巻 3 号 307 頁(1970)において紹介され、わが国における研究の端緒が示されたものの、公刊直後の著者急逝により、連載が未完に終わっている。

本研究は、かかる法学分野における完・未完の先行研究に照準を合わせつつ、建築学や都市計画学からの知見をも踏まえ、わが国における旧来の街並形成が明治期に近代西欧の法制度がもたらされたことによりいかに変容し、その後の議論が今日の建築・都市景観にいかなる影響を及ぼしたかを検討する。最終的に、西欧およびわが国における議論をそれぞれ整理したうえで対置し、総合的な研究へと結びつけるものである。

### 4. 研究成果

(1)建築・都市景観をめぐる知的財産法制度についての検討は、まず著作権法を検討の中心に据えたうえで、特に意匠法との交錯領域について慎重に分析を行った。現行日本著作権法はフランス著作権法を継受したものであり、また、加盟する「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」(以下、ベルヌ条約という)もまたフランス著作権法を源流とするものであることが

ら、フランス著作権法における建築の位置づけ及び意匠法等関連諸法における位置づけを明らかにする作業から入り、その成果を基礎としてドイツ法等西欧大陸法諸国の法の観点から比較法的検討を行った。折しも令和元年意匠法改正において建築物の外観および内装が意匠登録可能となったことから、改正意匠法と合わせて現行日本著作権法における建築と所謂「応用美術」との関係性を整理することが諸外国における意見交換の段階においても急務となり、このことから、純粋美術と対立する概念としての所謂「応用美術」と建築の法的位置付けについて歴史のおよび比較法的観点から重点的な検討および分析を行った。その成果を「応用美術の西欧史的考察：諸技術の統合あるいは「美の一体性理論」をめぐる」特許研究 63 号 45-58 頁（2017 年）として公表した。

(2)私有地上にある私有の建築物であっても、それが街並みの一角を占める以上、その外観は公的な存在であり所有者は自由にこれを使用・収益・処分をできないとする思想は古くより存在する。この点、建築物の外観について行う所有権に基づく権利行使は一定の制約に服するものとする法制度は多く、特に西欧における事例を網羅的に確認した。わが国においては、現行日本著作権法上、建築物の改変は建築家の権利の侵害となり得るものの建築物の破壊は侵害とはなり得ないと解する説が圧倒的多数であること、建築作品の単なる受容者は建築の著作物につき当事者適格を欠くと一般的に解されることなどを、建築物の私有と公有の観点から検討し分析した。その成果を「建築物の保存：所有者による通知の義務・著作者による取戻の権利」『しなやかな著作権制度に向けて：コンテンツと著作権法の役割』（信山社、2017 年）として公表した。

(3)建築・都市景観の継承の面においては文化財保護法および信託法が重要な分析対象となる。わが国においては特に、現行日本著作権法の解釈上、建築物の破壊が非侵害行為と評価されていることから、知的財産法制度の観点からもその重要性が際立つ。この点、比較法の視点から、再びフランスをはじめとする大陸法諸国におけるスキームを整理し分析する一方、英国を発祥とするナショナル・トラストの観点からの分析をも行うことで、複層的な検討手法により考察を深めた。その成果の一部を「『公益信託の見直しに関する中間試案』とナショナル・トラスト活動における公益信託の利用について」Amenity Report（2018 年 5 月）として公表し、また、国内における具体的な事例研究として「高崎市歴史的景観建造物登録制度における「景観的」価値の検討：EU "Renovation Wave" を契機として」産業研究 57 巻 32-45 頁（2021 年）を公表した。

(4)以上の研究成果の一部を、最終年度となった 2022 年 10 月 14-15 日に米国 Harvard Law School で開催された Japanese Law Conference にて発表した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 澤田悠紀、武田智行	4. 巻 57
2. 論文標題 高崎市歴史的景観建造物登録制度における「景観的」価値の検討：EU "Renovation Wave" を契機として	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 産業研究	6. 最初と最後の頁 31-45
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 澤田悠紀	4. 巻 63
2. 論文標題 応用美術の西欧史的考察：諸技術の統合あるいは『美の一体性理論』をめぐって	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 特許研究	6. 最初と最後の頁 45-58
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 2件/うち国際学会 1件）

1. 発表者名 Yuki Sawada
2. 発表標題 Is Hokusai an auteur?: Aesthetics and Authors' Rights in Meiji-Showa Japan
3. 学会等名 Harvard Law School Japanese Law Conference
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Yuki SAWADA
2. 発表標題 In Memory of Madama Butterfly
3. 学会等名 Islands and Remoteness in Geography, Law, and Fiction（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 澤田悠紀
2. 発表標題 建築・都市景観と著作権法
3. 学会等名 地域デザイン学研究会（招待講演）
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 Chiara Battisti, Sidia Fiorato, Matteo Nicolini and Thomas Perrin eds.	4. 発行年 2022年
2. 出版社 De Gruyter	5. 総ページ数 254
3. 書名 Islands in Geography, Law, and Literature: A Cross-Disciplinary Journey	

1. 著者名 TMIBを愛する会	4. 発行年 2022年
2. 出版社 建築ジャーナル	5. 総ページ数 239
3. 書名 東京海上ビルディング：超高層ビルさえ消耗品にしまっているの？	

1. 著者名 前田 健、金子 敏哉、青木 大也	4. 発行年 2021年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 122
3. 書名 図録 知的財産法	

1. 著者名 澤田悠紀（中山信弘・金子敏哉編）	4. 発行年 2017年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 738
3. 書名 しなやかな著作権制度に向けて：コンテンツと著作権法の役割	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------